

第 1 編

長野県

公共案内標識整備指針

目次

第1章 基本的事項

- 1 目的 4
- 2 指針の対象範囲 4

第2章 公共案内整備の指針

第1節 企 画

- 3 基本方針の確立 4
- 4 年次計画の策定 4
- 5 財源の検討 4

第2節 計 画

第1 調 査

- 6 前提条件の整理 5

第2 システムの構築

- 7 事業の目標及び方向性 5
- 8 一貫性の確保 5
- 9 掲載施設等 5
- 10 表記基準 5
- 11 配置方式 6
- 12 配置か所 6

第3 推進体制

- 13 関係機関との連携 6

第3節 設 計

第1 デザイン方針

- 14 デザイン方針 6

第2 表示部分の仕様

- 15 表示面の大きさ 7
- 16 地図 7
- 17 文字 7

18	ピクトグラム（絵文字）	7
19	レイアウト（割付け）	7
20	色彩	7
21	照明等	7
22	素材	8
23	印刷方法等	8
	第3 本体部分の仕様	
24	本体の高さ	8
25	素材、色彩	8
	第4 設置	
26	設置位置	8
27	表示板面の方向	8
	第4節 実施	
28	発注、製作、施工監理	9
	第5節 管理	
29	情報の更新	9
30	メンテナンス	9
	別表・別図	10

第1章 基本的事項

1 目的

この指針は、公共案内標識に関する仕様、基準その他の事項を定めることにより、本県における公共案内標識の整備充実を図り、もって景観形成及び国際化に資することを目的とする。

解説 P20

2 指針の対象範囲

(1) この指針は、公共案内標識（文字、絵などの視覚的要素を媒体として、公共的な性格の強い情報を伝達する案内標識で、市町村等が設置するもの）のうち主として歩行者を対象とし、かつ、法令等により規格、基準等が定められていないものを対象とする。

解説 P21

(2) 前号の公共案内標識を例示すると、概ね次のとおりである。

- ア 広域案内標識（比較的広い範囲の地域を対象とし、地図等を用いて案内する標識）
- イ 周辺案内標識（比較的狭い範囲の地域を対象とし、地図等を用いて案内する標識）
- ウ 施設誘導標識（目的となる施設又は地域への方向及び距離を示すもの）
- エ 記名標識（目的となる施設又は地域の名称を示すもの）
- オ 説明標識（事物の説明を行うもの）

第2章 公共案内標識整備の指針

第1節 企画

3 基本方針の確立

地域の実情及び特性並びに関連事業への影響及び効果について配慮し、事業の目的及び位置づけを明確にした基本方針を確立すること。

解説 P22

4 年次計画の策定

- (1) 事業の概要とスケジュールを設定し、年次計画を策定した上で事業を進めること。
- (2) 事業の進行に伴い、適宜年次計画の見直しを行うこと。

解説 P22

5 財源の検討

年次計画に基づき、維持管理費用まで含めた財源の手当について検討すること。

解説 P22

第2節 計画

解説 P23

第1 調査

6 前提条件の整理

解説 P24

- (1) 現況の問題点を抽出し、課題を整理すること。
- (2) 街の構造や特性を調査し、地域にふさわしい公共案内標識を整備するための前提条件を把握すること。
- (3) 道路整備計画、地域開発計画その他の関連計画を把握すること。

第2 システムの構築

7 事業の目標及び方向性

解説 P25

調査結果に基づき、次に掲げる事項について基本的な考え方をまとめること。

- ア 事業の対象者に関する事項
- イ 案内・誘導の方法に関する事項
- ウ デザインの手がかりに関する事項

8 一貫性の確保

解説 P25

- (1) 公共案内標識のシステムは、整備対象となる区域内で一貫性をもって展開すること。
- (2) 既存の案内標識がシステムの一貫性を著しく乱す場合は、適宜整理、統合を検討すること。

9 掲載施設等

解説 P26

公共案内標識に掲載する施設等を選択するための基準を、地域の特性に応じて作成すること。

10 表記基準

解説 P30

- (1) 原則として英文を併記すること。
- (2) 日本語の表記は別表第1に基づいて行うこと。
- (3) 英文の表記は別表第2に基づいて行うこと。
- (4) 中国語及び韓国語の表記は、国土交通省観光庁平成26年3月策定「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(以下「観光庁ガイドライン」という。)に基づいて行うこと。

解説 P31

11 配置方式

解説 P37

次に掲げる方式から各地域の特性に合わせて適宜選択し、場合によっては組み合わせながら配置のシステムを検討すること。

- ア 階層配置
- イ 線条配置
- ウ 軸線配置
- エ 投網配置

12 配置か所

解説 P39

- (1) 公共案内標識の配置は、移動の起点及び主要な分岐点ごとに行うこと。
- (2) 主要な分岐点以外の場所でも、距離が長い場合などには、歩行者が不安を感じない程度の間隔で確認のための公共案内標識を配置すること。

第3 推進体制

13 関係機関との連携

解説 P40

- (1) 企画、設計の段階から、道路管理者その他の関係機関と十分な調整を行うこと。
- (2) 公共案内標識整備の各段階において、それぞれ主体となる機関、部局が異なる場合は、連絡調整組織などを設けて、計画から管理に至る各事業主体が連携を保つこと。
- (3) 広域的な観光地等で、複数の市町村の区域で統一的な公共案内標識整備が必要な場合には、市町村間における連絡調整を図ること。

第3節 設計

解説 P42

第1 デザイン方針

14 デザイン方針

解説 P43

- (1) 表示方法に一貫性を持たせるとともに、情報相互の関連性を整理して表示すること。
- (2) 公共案内標識自身の乱立による景観阻害を防ぐため、複数の公共案内標識の関係を整理し、適宜複合化を検討すること。
- (3) 周辺景観との調和に配慮すること。
- (4) 地域の個性を反映したデザインとすること。

解説 P53

第2 表示部分の仕様

- 15 表示面の大きさ 解説 P55
表示面の大きさは、基本モジュール（標準寸法）の考え方に基づいて設定すること。
- 16 地図 解説 P56
広域案内標識及び周辺案内標識に用いる地図の範囲、縮尺、向きは、別表第3を目安とすること。
- 17 文字 解説 P58
(1) 和文の書体は、石井明朝体、石井ゴシック体、ゴナ体、ナール体又はこれらに相当する可読性・加工性を備えたものとする。
(2) 英文の書体は、センチュリー、ヘルベチカ、ユニバース又はこれらに相当する可読性・加工性を備えたものとする。
(3) 数字については、基本的に英文に準ずること。
(4) 文字の高さについては、別表第4を目安とすること。
- 18 ピクトグラム（絵文字） 解説 P62
(1) ピクトグラムは、原則として、「**一般案内用図記号検討委員会**」で定めた「**標準案内用図記号**」を使用すること。
(2) 地域において積極的に宣伝する必要のある施設、地点等を表現する独自のピクトグラムを作成し、演出的に使用することも**できるものとする**。
- 19 レイアウト（割付け） 解説 P65
(1) 文字組みについては、横組み、縦組み又は横組みと縦組みの併用とすること。
(2) 行合わせについては、頭合わせ、末尾合わせ又はセンター合わせとすること。 解説 P66
(3) 英文を併記する場合のレイアウトは、別図第1を目安とすること。 解説 P67
- 20 色彩 解説 P69
(1) 色彩により情報内容のグルーピング等を行う場合は、多数の色彩の組み合わせが見苦しくならないように配慮すること。
(2) 色彩を演出的に使用する場合は、機能を損なわない範囲で、かつ、地域にふさわしいものとする。
- 21 照明等 解説 P71
(1) 夜間の利用が見込まれる公共案内標識については、照明装置の設置を検討すること。
(2) 街の状況により、点字又は音声の使用を検討すること。

22 素材

解説 P72

- (1) 表示板面の素材は、各地域の気候その他の環境条件に応じ、耐久性、耐候性に優れたものとする。
- (2) 本体部分の素材と調和し、かつ、総体として地域にふさわしいものとする。

23 印刷方法等

解説 P73

- (1) 印刷、表示方法については、表示板面の素材との相性がよく、かつ、耐久性、耐候性に優れたものとする。
- (2) 街の変化による情報内容の更新に対応できるものとする。

第3 本体部分の仕様

24 本体の高さ

解説 P74

本体部分の高さは、別図第2を目安とすること。

25 素材、色彩

解説 P75

- (1) 本体部分の素材は、各地域の気候その他の環境条件に応じ、耐久性、耐候性に優れたものとする。
- (2) 素材の選択に当たっては、地域性の演出の観点から地場産の素材など、各地域の特性に見合ったものを検討すること。
- (3) 色彩については、素材の風合いをいかすものとし、塗装などによる表面処理が必要な場合も、複雑な配色や派手な色彩は用いないこと。

第4 設置

26 設置位置

解説 P76

道路上に設置する場合は、歩道のある広幅員道路については歩道内の敷地境界寄り又は歩道内の歩車境界寄りとし、歩道のない道路については道路上の敷地境界寄りとすること。

27 表示板面の方向

解説 P77

表示板面の方向は、道路に対して平行を原則とし、公開空地など設置場所に余裕がある場合は、道路に対して直交の設置を検討すること。

第4節 実 施

28 発注、製作、施工監理

解説 P78

- (1) 発注に当たっては、復旧工事など付帯的な項目についても、もれがないように注意すること。
- (2) 製作、施工監理については、設計者が必ずチェックを行うこと。
- (3) 発注者と製作・施工者と設計者の三者間で、連絡を密に保つこと。

第5節 管 理

29 情報の更新

解説 P79

管理者は街の変化に合わせて、随時情報内容の更新を行うこと。

30 メンテナンス

解説 P79

汚れや劣化損傷に伴う機能の低下を補うため、定期的にメンテナンスを行う体制を整えること。

別表第 1 (指針 10 表記基準関係)

日本語表記基準

表記の基準	表記の例
1 原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う。ただし固有名詞においてはこの限りではない。	
2 施設の名称等は、以下の項目を考慮し、適切でわかりやすい表記を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。 ・ 正式名称よりも明らかに理解されやすい通称名がある場合はそれを用いる。 ・ 複合的な施設の場合は、目的に応じて省略できる部分を省略する。 ・ アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いてもよい。 ・ 類似の施設が多く、混乱を招く可能性がある場合は正式名称を用いる。 	信州大学 —国立信州大学— J R N T T
3 数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。また、～丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	4 月 1 日 第二別館 松本市丸の内三丁目
4 地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記するなどの配慮を行う。	
5 紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号を付記してもよい。	1 9 9 4 年 1 9 9 4 年 (平成 6 年)

別表第2-1 (指針10 表記基準関係)

英文表記基準

表記の基準	表記の例
<p>1 一般的な英訳に従い、固有名詞をローマ字表記し、普通名詞を英訳により表記する。 ただし、固有名詞だけ切り離しても意味をなさなかったり、普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、全体をローマ字表記し、さらに普通名詞部分を英訳により表記する。 また、スペース、視認性の観点等から略語を用いることができる。</p>	<p>浅間山 = Mt. Asama 千曲川 = Chikumagawa River (Riv.) 諏訪湖 = Lake Suwa 志賀高原 = Shiga Heights 長安橋 = Choan Bridge 長野県庁 = Nagano Prefectural Office 松本駅 = Matsumoto Station (Sta.) 若里公園 = Wakasato Park 長野市役所 = Nagano City Hall 上田市 = Ueda City 信州まつもと空港 = Shinshu Matsumoto Airport 飯田郵便局 = Iida Post Office 須坂病院 = Suzaka Hospital</p> <p>(全体が一つの固有名詞として切り離せない場合等の例) 砥川 = Togawa Riv. 笠ヶ岳 = Mt. Kasagatake</p>
<p>2 茶碗、温泉など一定の対訳があるものの、日本文化を正しく理解するために、日本語の読み方を伝える必要がある場合は、ローマ字で表記する。</p>	<p>茶碗 = Chawan (Tea bowl) 温泉 = Onsen</p> <p>※日本語の読み方が広く認識されている場合は英語の補記は不要</p>
<p>3 寺(仏閣)、神社については、普通名詞部分の表意を表記した英語に対応する日本語が複数存在しており(例: Temple → ○○寺・○○院等、Shrine → ○○神社・○○神宮・○○天満宮・○○大社等)、仮に、普通名詞部分について英語による表意表記のみとすると、誤って認識される恐れがある場合は、外国人旅行者に意味・呼び名を正しく伝える必要があることから、ローマ字による全体の表音表記に加えて、普通名詞部分の表意を表記することが望ましい。 また、観音、庵、関所のように対応する英単語がない場合は、ローマ字により表記する。 必要があれば説明的な英文を括弧()で付記する。</p>	<p>善光寺 = Zenkoji Temple 穂高神社 = Hotaka-jinja Shrine 諏訪大社 = Suwa Taisya Shrine 北野天満宮 = Kitano-tenmangu Shrine</p> <p>布引観音 = Nunobiki Kannon (The Goddess of Mercy)</p>
<p>4 地名は固有名詞部分のみローマ字表記し、「市」、「町」、「村」は英訳する。</p>	<p>(例) 長野市神楽橋三丁目 = Kagurabashi 3-chome, Nagano City</p>
<p>5 普通名詞部分が外来語の場合は、できるだけ英訳により表記する。</p>	<p>野沢温泉アリーナ = Nozawaonsen Arena</p>
<p>6 県庁、市役所、空港等周辺に該当する施設が一つしかなく、間違っておそれがない場合には、固有名詞部分を省略することができる。この場合は、大文字で表記する。</p>	<p>長野県庁 = PREFECTURAL OFFICE 長野市役所 = CITY HALL 松本空港 = AIRPORT</p>
<p>7 英訳名称が定められている施設については、それを使用することができる。</p>	

8 英訳部分において慣用化されている略語を使用してもよい。	Bldg. (Building) Vil. (Village)
9 ローマ字の表記はヘボン式を基本とする。 長音は、母音字の上に「 ˉ 」(長音符標)を付けて表すことができる。 また、長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。	(例) ta chi tsu te to 東御市 = Tomi City 大町市 = Ōmachi City
10 発音のしやすさ等から、複数の名詞等で構成される固有名詞や o が重なる場合等は、その間に「 - 」(ハイフン)を入れてもよい。	長野大橋 = Nagano-ohashi Bridge 白馬乗鞍岳 = Mt. Hakuba-norikura ほおづき市 = Ho-ozuki Ichi

- 注) 1 はねる音「**n**」は「**n**」で表すが、「**m**」、「**b**」、「**p**」の前では「**m**」を用いることができる。
- 2 はねる音を表す「**n**」と次にくる母音字又は「**y**」とを切り離す必要がある場合には、「**n**」の次に「**-**」を(ハイフン)を入れる。
- 3 つまる音は、次に来る最初の子音時を重ねて表すが、次に「**ch**」がつづく場合には「**c**」を重ねずに「**t**」を用いる。
- 4 特殊音の書き表し方は自由とする。
- 5 文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。
なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。

別表第2-2 (指針10 表記基準関係)

英文表記の具体例

項目		日本語	英語表記
地勢等	地勢	浅間山	Mt. Asama
		千曲川	Chikumagawa River (Riv.)
		諏訪湖	Lake Suwa
		志賀高原	Shiga Heights
	丸子温泉郷	Maruko Onsen Resort	
	人工物	黒部ダム	Kurobe Dam
奈川渡隧道 (トンネル)		Nagawado Tunnel	
地名等	自治体	長野県	Nagano Prefecture
		長野市	Nagano City
		木曽町	Kiso Town
		栄村	Sakae Village
	地名	長野市松代町	Matsushiromachi, Nagano City
		松本市大手一丁目	Ote 1-chome, Matsumoto City
道路等	道路	昭和通り	Showadori Street
		長野大通り	Nagano-odori Avenue
		国道20号	Route 20
		志賀中野有料道路	Shiga-Nakano Toll Road
	橋	長安橋	Chōan Bridge
		長野大橋	Nagano-ohashi Bridge
交通機関	空港	信州まつもと空港	Shinshu Matsumoto Airport AIRPORT
	鉄道	松本駅	Matsumoto Station (Sta.)
		JR中央線	JR Chuo Line
公共施設等	行政施設	長野県庁	Nagano Prefectural Office PREFECTURAL OFFICE PREF. OFFICE
		長野市役所	Nagano City Hall CITY HALL
		木曽町役場	Kiso Town Office TOWN OFFICE
		栄村役場	Sakae Village (Vil.) Office VILLAGE OFFICE VIL. OFFICE
	松本警察署	Matsumoto Police Station	
	公園・緑地	信州スカイパーク	Shinshu Sky Park
教育施設	南部小学校	Nanbu Elementary School	
著名地点	史跡・名勝等	善光寺	Zenkoji Temple
		穂高神社	Hotaka-jinja Shrine
		諏訪大社	Suwa-taisha Shrine
		松本城	Matsumoto Castle

別表第3（指針16 地図関係）

範囲、縮尺、向きを目安

	広域案内標識の地図	周辺案内標識の地図
範囲	5Km四方～市町村全域	1～2Km四方
縮尺	1／5000～1／20000	1／1000～1／5000
向き	表示面に向かって前方を上	

別表第4（指針17 文字関係）

文字の高さを目安

情報の種類	移動速度	視認距離	文字の高さ(和文)
歩行者用	低速移動～停止	1～7m	5mm以上
歩車共用	中速移動	30～50m	100～150mm
車両用	高速移動	65～100m	200～300mm

別図第 1 (指針19 レイアウト関係)

英文併記の目安

横組み

頭合わせ



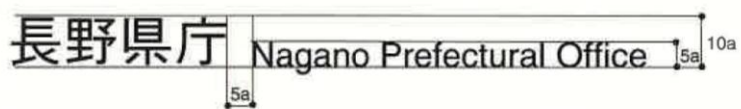
末尾合わせ



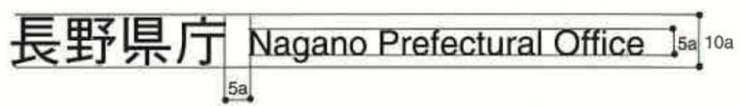
センター
合わせ



下合わせ



センター
合わせ



縦組み

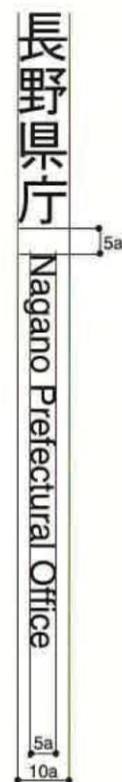
頭合わせ



末尾合わせ



センター
合わせ



別図第2 (指針24 本体の高さ関係)

表示の要素ごとの本体の高さの目安

